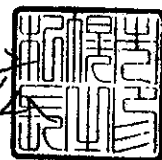


札幌市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和7年3月19日

札幌市長

秋元克本



札幌市規則第15号

札幌市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条第2号中「使用又は占用する」を「公園の使用をする」に改め、同条第3号中「者」の次に「(次号に規定する者を除く。)」を加え、同条に次の1号を加える。
 - (4) 農試公園屋内広場又は別表1陸上競技場の項からサッカー場の項までに掲げる施設（美香保公園野球場、中島公園庭球場及び東雁来公園サッカー場を除く。）について、その使用の開始の日の属する月の前々月の末日までに当該使用の申請をした者が、その使用の開始の日の属する月の前月の14日までに当該使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合
- (2) 第14条第5項第2号中「又は第3号」を「から第4号までのいずれか」に改める。
- (3) 別表2 3 札幌コンサートホールの表備考の欄第10号中「又はレセプションニスト若しくは」を「、レセプションニストを配置する時間が3時間30分に満たない場合又は」に、「の配置」を「を配置する時間」に、「単位欄若しくは摘要欄に規定する時間若しくは」を「舞台技術料に係る」に改め、同号を同欄第12号とし、同欄第9号中「摘要欄に規定する」を「舞台技術料に係る」に、「は、この表に規定する金額に、当該超過又は繰上時間」を「については、当該超過し、又は繰り上げる時間」に、「全日の使用の場合の1時間当たりの金額を10割増した額を加算した額」を「4,600円に配置す

る舞台技術担当者の数を乗じて得た額を加算するもの」に改め、同号を同欄第 11 号とし、同欄第 8 号中「この表の単位欄に規定する時間」を「3 時間 30 分」に、「は、この表に規定する金額に、当該超過時間 1 時間」を「については、当該超過する時間 30 分」に、「当該金額の 1 時間当たりの額を加算した額」を「800 円に配置するレセプションистの数を乗じて得た額を加算するもの」に改め、同号を同欄第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(10) 市長がこの表の摘要欄に規定する人数を超過して舞台技術担当者を配置することを認めた場合の舞台技術料については、当該超過する者 1 人につき、午前、午後又は夜間の使用の場合にあつては 20,700 円、午前及び午後又は午後及び夜間の連続使用の場合にあつては 24,400 円、全日の使用の場合にあつては 29,300 円を加算するものとする。

(4) 別表 2 3 札幌コンサートホールの表備考の欄第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 市長がこの表の摘要欄に規定する人数を超過してレセプションистを配置することを認めた場合のレセプションист料については、当該超過する者 1 人につき 5,600 円を加算するものとする。

(5) 別表 2 3 札幌コンサートホールの表中

「

			1 器種	200 円に 1 キロワッ ト増すご とに 200 円 を加算し た額	1 キロワ ットを超 えるもの
その 他の 使用 料	レセプション ist 料	大ホール の全面を 使用する 場合		150,200 円	3 時間 30 分
		大ホール		141,100 円	3 時間 30

	の合唱団 席の部分 以外を使 用する場 合		分
	大ホール の3階客 席の部分 以外を使 用する場 合	122,900 円	3 時間 30 分
	大ホール の合唱団 席及び3 階客席の 部分以外 を使用す る場合	109,200 円	3 時間 30 分
	小ホール の全面を 使用する 場合	63,700 円	3 時間 30 分
	小ホール の2階客 席の部分 以外を使 用する場 合	45,500 円	3 時間 30 分
舞台技術料	大ホール	53,100 円	

の午前、 午後又は 夜間の使 用の場合		
大ホール の午前及 び午後又 は午後及 び夜間の 連続使用 の場合	62,400 円	
大ホール の全日の 使用の場 合	75,000 円	
小ホール の午前、 午後又は 夜間の使 用の場合	35,400 円	
小ホール の午前及 び午後又 は午後及 び夜間の 連続使用 の場合	41,600 円	
小ホール の全日の	50,000 円	

		使用の場合			
--	--	-------	--	--	--

を

「

			1 器種、	200 円に 1 キロワット 増すごとに 200 円を加 算した額	1 キロワ ットを超 えるもの
その 他の 使用 料	レ セ プ シ ヨ ニ ス ト 料	大ホールの 全面を使用 する場合	夏 季 (4 月 15 日か ら 10 月 14 日ま でをい う。以 下 同 じ。)	123,200 円	22 人
			冬 季 (10 月 15 日か ら翌年 4 月 14 日まで をい う。以 下 同 じ。)	168,000 円	30 人

	大ホールの 合唱団席の 部分以外を 使用する場 合	夏季	112,000 円	20 人
		冬季	156,800 円	28 人
	大ホールの 3 階客席の 部分以外を 使用する場 合	夏季	100,800 円	18 人
		冬季	134,400 円	24 人
	大ホールの 合唱団席及 び 3 階客席 の部分以外 を使用する 場合	夏季	84,000 円	15 人
		冬季	117,600 円	21 人
	小ホールの 全面を使用 する場合	夏季	44,800 円	8 人
		冬季	61,600 円	11 人
	小ホールの 2 階客席の 部分以外を 使用する場 合	夏季	33,600 円	6 人
		冬季	44,800 円	8 人
舞 台 技 術 料	大ホールの 午前、午後 又は夜間の 使用の場合	1 回	62,100 円	3 人
	大ホールの	1 回	73,200 円	3 人

	午前及び午後又は午後及び夜間の連続使用の場合			
	大ホールの全日の使用の場合	1 回	87,900 円	3 人
	小ホールの午前、午後又は夜間の使用の場合	1 回	41,400 円	2 人
	小ホールの午前及び午後又は午後及び夜間の連続使用の場合	1 回	48,800 円	2 人
	小ホールの全日の使用の場合	1 回	58,600 円	2 人

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和 8 年 3 月 1 5 日から施行する。ただし、別表 2 3 札幌コンサートホールの表の改正規定及び附則第 3 項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第3号若しくは第4号又は第14条第5項第2号の規定は、それぞれ令和8年4月1日以後の使用に係る使用料又は利用料金の還付について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金の還付については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表2 3 コンサートホールの表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後に申請する使用に係る使用料について適用し、同日前に申請した使用に係る使用料については、なお従前の例による。